

# 医療保険 利用料金表

※ 医療保険による訪問看護の基本利用料は  
 (①訪問看護基本療養費+②訪問看護管理療養費+③各加算等)×負担割合となっています。  
 ※ 法令により基本利用料の10円未満は四捨五入となります。

単位:円

## ①【訪問看護基本療養費】

			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日まで	5,550	555	1,100	1,665
	週4日以降	6,550	655	1,310	1,965
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者で同一日に2人訪問した場合)	週3日まで	5,550	555	1,100	1,665
	週4日以降	6,550	655	1,310	1,965
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者で同一日に3人以上訪問した場合)	週3日まで	2,780	278	556	834
	週4日以降	3,280	328	656	984
訪問看護基本療養費Ⅲ (入院患者の外泊中の訪問看護)	管理療養費はなし	8,500	850	1,700	2,550

## ②【訪問看護管理療養費】

訪問看護管理療養費	月の初日	7,440	744	1,488	2,232
	月の2日以降	3,000	300	600	1,200

## ③【加算等】

24時間対応体制加算	1回/月 利用者の同意を得た場合	6,400	640	1,280	1,920
緊急訪問看護加算	1日につき 診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により計画外の訪問を行った場合	2,650	265	530	795
難病等複数回訪問看護加算	1日に2回訪問した場合	4,500	450	900	1,350
	1日に3回以上訪問した場合	8,000	800	1,600	2,400
特別管理加算	1回/月 重傷者:下記参照	2,500	250	500	750
	1回/月 重症度が高い:下記参照	5,000	500	1,000	1,500
夜間・早朝訪問看護加算	18時～22時・6時～8時	2,100	210	420	630
深夜訪問看護加算	22時～翌6時	4,200	420	840	1,260
複数名訪問看護加算	1回/週まで 2人の看護師が訪問	4,500	450	900	1,350
	1回/週まで 看護師と准看護師が訪問	3,800	380	760	1,140
	3回/週まで 看護師と看護補助者が訪問	3,000	300	600	900
複数名訪問看護加算(1日複数回)	看護師と看護補助者が訪問 1回	3,000	2回 6,000	3回 10,000	
長時間訪問看護加算	特別管理加算対象者・特別訪問看護指示書で訪問看護を行っている場合は1回/週まで 15歳未満の(準)超重症児の場合は3回/週まで	5,200	520	1,040	1,560
在宅患者緊急時カンファレンス加算	2回/月まで 主治医の求めて利用者宅でカンファレンスを行った場合	2,000	200	400	600
在宅患者連携指導加算	1回/月まで 訪問診療を行っている医師、歯科医師、薬剤師等と連携した場合	3,000	300	600	900

※ 重症度が高い

在宅悪性腫瘍患者指導管理、または在宅気管切開患者指導管理を受けている状態  
 気管カニューレ、または留置カテーテルを使用している状態

※ 重症者(抜粋)

在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理などの指導管理を受けている状態

人工肛門、人工膀胱を設置している状態

真皮を越える褥瘡の状態

点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※ 訪問看護を利用するには医師の指示書が必要となります。病院で文書料金が請求されることとなります。

## 【加算等】続き

退院時共同指導加算	退院、退所にあたり医師、訪問看護ステーションの看護師等が共同して、居宅における療養上必要な指導を行った場合	8,000	800	1,600	2,400
特別管理指導加算	特別管理加算の対象者は上記加算に加算	2,000	200	400	600
退院支援指導加算	退院日に保険医療機関以外において療養上必要な指導を行った場合(訪問した場合)	6,000	600	1,200	1,800
乳幼児加算	1日につき 乳幼児:6歳未満	1,500	150	300	450
訪問看護ターミナルケア療養費1	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 ※施設で看取り加算を算定している場合は療養費2	25,000	2,500	5,000	7,500
訪問看護ターミナルケア療養費2		10,000	1,000	2,000	3,000
訪問看護情報提供療養費1,2,3	1月につき	1,500	150	300	450

《介護認定を受けている方であっても、医療保険での訪問の対象になる疾患は以下の通りです。》

○末期の悪性腫瘍 ○多発性硬化症 ○重症筋無力症 ○スモン ○筋委縮性側索硬化症 ○脊髄小脳変性症 ○ハンチントン病 ○進行性筋ジストロフィー症 ○パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病※) ○多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群) ○プリオン病 ○垂急性硬化性全脳炎 ○ライソゾーム病 ○副腎白質ジストロフィー ○脊髄性筋萎縮症 ○球脊髄性筋萎縮症 ○慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ○後天性免疫不全症候群 ○頸髄損傷 ○人工呼吸器を使用している状態

※パーキンソン病についてはホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3(姿勢反射障害、突進現象があり、起立、歩行に介助を要する)以上で生活機能障害度がⅡ度(日常生活、通院にほとんど介助を要する)またはⅢ度(起立不能で日常生活は全介助を要する)のものに限る。訪問看護指示書に記載が必要。

# 医療保険対象外サービス 利用料金表

単位:円

サービス内容		
1時間30分を超える訪問看護	長時間訪問看護加算を算定しない日	3,000(30分毎)
手袋、絆創膏等の衛生材料、オムツ代等		実費
領収書等の複写物の交付	1枚につき	50
死後の処置	ご希望により死後の処置を行った場合	10,000
交通費	訪問毎 片道 事業所～利用者宅(1kmにつき)	30
自費の訪問看護 (交通費:事務所拠点として1kmにつき30円)	30分毎(営業時間内)	4,000
	30分毎(営業時間外)	5,000

※ キャンセル料金

ご利用予定のサービスをキャンセルする際は、速やかに事業所までご連絡ください。連絡なく看護師等が伺った場合はキャンセル料金 2000円がかかります。容態急変などの急な事情がある場合はキャンセル料金は頂きません。

訪問看護リハビリステーション鶴寿